

### (3) 生活排水等の処理

水質汚濁防止法が平成2年6月に一部改正され、生活排水対策の推進が同法の内容に盛り込まれた。この中では、生活排水対策推進のための国、行政及び国民の責務が次のように示されている。

#### 《国民の責務》

- ・公共用水域の水質の保全に心がける。
- ・国または地方公共団体の生活排水対策の実施に協力する。
- ・生活排水処理施設及びこれに附属する設備の整備に努める。

#### 《国の責務》

- ・生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図る。
- ・地方公共団体が行う生活排水対策に必要な技術上及び財政上の援助に努める。

#### 《都道府県の責務》

- ・生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施に努める。
- ・市町村が行う生活排水対策の総合調整に努める。

#### 《市町村の責務》

- ・生活排水対策の啓発等の実施に努める。
- ・生活排水処理施設の整備に努める。

上記の法改正を受け、琵琶湖・淀川流域の各府県では生活排水対策重点地域とする市町村を指定し、生活排水対策推進計画の策定指導、費用補助などを実施している。また、地域住民による生活排水処理対策に関する活動を促進するために、各種の補助事業、啓発活動などの支援策も行なわれている。

#### 《三重県》

- ・住民で構成する生活排水対策協議会の設置および啓発活動費の助成
- ・浄化槽の管理を一括して委託契約するシステムの確立
- ・市民と行政のパートナーシップ事業「大戸川生活排水浄化実験施設」の完成

#### 《滋賀県》

- ・県および市町村の生活排水対策推進計画の策定
- ・市町村が実施する廃油回収再生施設整備に対する補助（水質保全等施設整備事業）

#### 《京都府》

- ・平成2年に設置された「緑と文化の基金」を活用した市町村が実施する生活排水対策事業に対する補助
- ・市町村が効果的に施策を実施するためのパンフレット等の作成による総合的な支援・調整

#### 《大阪府》

- ・市町村が実施する生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成等の事業に対する補助
- ・パンフレット作成、ポスター募集等の府民への啓発事業の実施

#### 《兵庫県》

- ・生活排水99%大作戦の推進
- ・市町の生活排水処理計画の策定指導
- ・処理施設整備に対する技術的援助
- ・水質保全対策の普及啓発
- ・浄化槽の適正な維持管理指導
- ・生活排水対策の啓発等の施策の実施

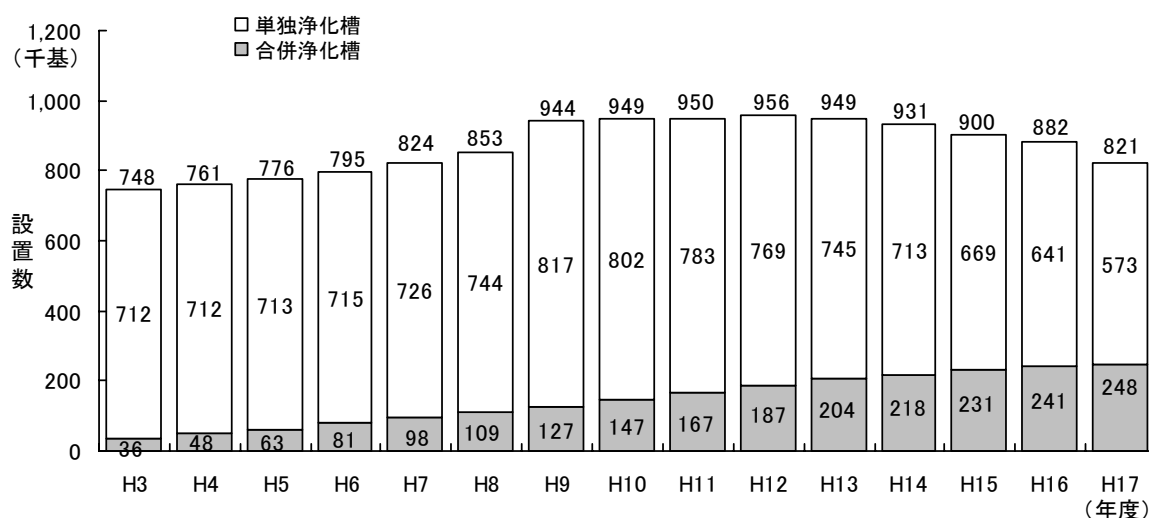
《奈良県》

- ・下水道未整備地域住民の水質保全に対する意識の高揚を目的とした生活排水クリーンアップ推進事業の実施
- ・県民の川に対する意識を高めることを目的として水辺の観察を行う水質環境モニタリング事業の実施

下水道が普及していない地域における生活排水の処理対策としては、浄化槽の設置が有効とされている。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿以外の生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽がある。排水基準は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で処理規模に応じてBOD90mg/l、60mg/l、30mg/lなどが定められており、水質汚濁防止法では処理人口200人以上でBOD120mg/lと定められている。これらの法律以外にも、府県市の条例で規制基準が定められており、市町村および任意団体などでも指導基準が示されている。

当流域においては、平成17年度現在、単独処理浄化槽が約57万基、合併処理浄化槽が約25万基設置されている。

平成9年6月に厚生省が全国に通知した「単独処理浄化槽の新設廃止対策の推進」によって、各府県でも条例等を制定し、一層の家庭からの生活排水処理対策として合併処理浄化槽の普及を指導している。



【図5-6 流域府県の単独・合併処理浄化槽の設置数の推移】

各府県環境白書、各府県資料より作成  
詳細は資料5-36を参照

流域の各府県では、浄化槽の設置促進のために以下のような施策が進められている。

《三重県》

平成元年度に合併処理浄化槽設置促進事業補助制度を創設し、市町村に県費補助を行っている。

《滋賀県》

合併処理浄化槽設置に対する整備補助を実施しており、平成8年度に合併処理浄化槽の設置を義務づけた「生活排水対策の推進に関する条例（みずすまし条例）」を制定し、制度的な整備を図っている。

《京都府》

合併処理浄化槽の一層の普及・促進を図るため、平成元年度から上積み補助制度を実施している。平成7年2月に「京都府浄化槽の設置等に関する要綱」を策定し、同年10月以降、新設の浄化槽については合併処理浄化槽とするよう指導している。

《大阪府》

下水道整備が相当期間見込めない地域において、合併処理浄化槽の普及促進を図るため、設置者に補助を実施する市町村にその財源の一部を助成した。また、大阪府浄化槽指導要綱により、新たに設置される浄化槽を原則として合併処理浄化槽にするよう指導している。

《兵庫県》

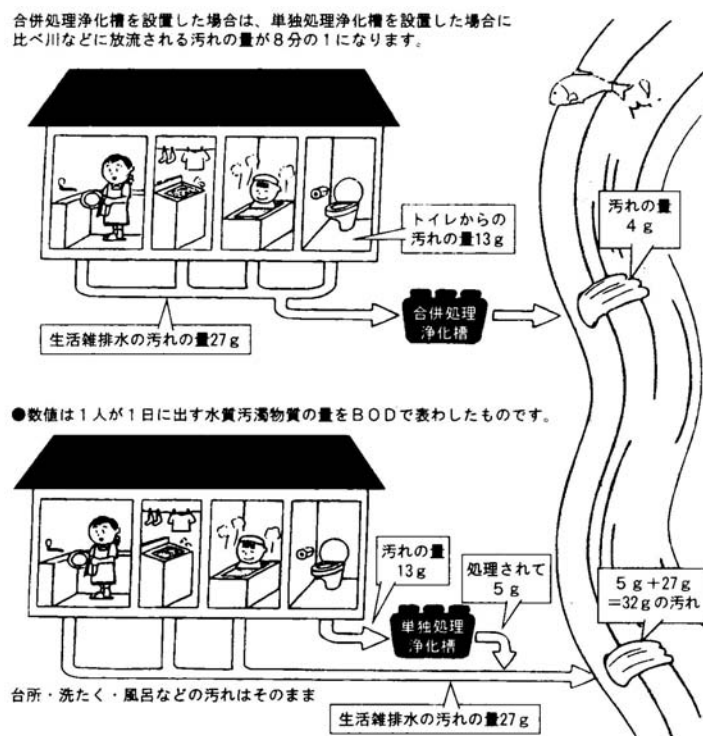
「浄化槽法」及び「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」の周知徹底を図り、法定検査の定着など、適正な維持管理を促進している。昭和63年度より市町に対して合併処理浄化槽の整備に対して補助を行っている。

《奈良県》

昭和63年度から市町村の実施する合併処理浄化槽設置事業に対する助成を行っている。

し尿および生活雑排水の処理施設であるコミュニティ・プラントが、一般廃棄物処理計画に基づく厚生省の国庫補助事業の対象となっており、市町村が整備を進めている。琵琶湖・淀川流域では、京都府亀岡市、大阪府豊能郡などで設置されている。

下水道未普及地域における生活排水処理対策は、琵琶湖・淀川流域の水質保全にとって重要であり、これらの地域での処理施設の充実が望まれる。



【合併処理浄化槽の設置効果】

出典：滋賀県「平成15年(2003年)版環境白書」